

定例監査の結果（令和6年11月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	令和6年7月23日	令和6年7月4日	実地	4
2	危機管理監	令和6年7月23日	令和6年7月4日	実地	5
3	地域政策局	令和6年8月21日	令和6年7月11日	実地	6
4	選挙管理委員会事務局	令和6年8月21日	令和6年7月11日	実地	7
5	環境県民局	令和6年8月1日	令和6年7月17日	実地	8
6	商工労働局	令和6年7月22日	令和6年7月1・5日	実地	9
7	農林水産局	令和6年8月26日	令和6年8月2日	実地	10
8	広島海区漁業調整委員会事務局	令和6年8月26日	令和6年8月2日	実地	11
9	広島県内水面漁場管理委員会事務局	令和6年8月26日	令和6年8月2日	実地	12

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
10	上下水道部	令和6年7月17日	令和6年7月1日	実地	13
11	病院事業局	令和6年7月17日	令和6年7月1日	実地	14
12	議会事務局	令和6年7月30日	令和6年7月8日	実地	15
13	教育委員会事務局	令和6年8月22日	令和6年7月30日	実地	16
14	警察本部	令和6年8月23日	令和6年7月29日	実地	17
15	警察学校	令和6年8月23日	令和6年7月29日 令和6年9月20日	実地	18
16	監査委員事務局	令和6年11月15日	令和6年8月8日	書面	19
17	人事委員会事務局	令和6年11月15日	令和6年8月8日	書面	20
18	労働委員会事務局	令和6年11月15日	令和6年8月8日	書面	21
19	県立埋蔵文化財センター	令和6年8月22日	令和6年7月30日	実地	22
20	県立廿日市高等学校	令和6年6月13日	令和6年6月13日	実地	23
21	県立熊野高等学校	令和6年11月15日	令和6年6月14日	書面	24
22	県立神辺旭高等学校	令和6年11月15日	令和6年9月6日	書面	25
23	県立広島商業高等学校	令和6年6月11日	令和6年6月11日	実地	27
24	県立尾道特別支援学校	令和6年9月11日	令和6年9月11日	実地	29

4 監査執行者

(1) 令和6年7月1日までの監査執行者は、次の4人である。

沖井 純、山下 智之、奥 兆生、三田 利江子

(2) 令和6年9月30日までの監査執行者は、次の4人である。

小林 秀矩、山下 智之、奥 兆生、三田 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1. 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査、会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務

- イ 組織体制 3課

課名	会計総務課、審査指導課、契約・調達管理課
----	----------------------

- ウ 職員数 (令和6年4月1日現在)

現員 57人 (うち暫定再任用職員数 5人)

会計年度任用職員数 22人

- エ 主な施策 (令和5年度)

会計事務の品質向上

契約制度の活用促進

事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2. 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3課

課名	危機管理課（防災航空センター） みんなで減災推進課 消防保安課
----	---------------------------------------

ウ 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 56人（うち暫定再任用職員数 2人）

会計年度任用職員数 26人

エ 主な施策（令和5年度）

防災教育の推進、県民の避難行動の促進（自助）

自主防災組織の体制強化（共助）

大規模災害等への初動・応急対応の強化（公助）

保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3. 地域政策局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 都市活性化、中山間地域対策、その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項
 市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
 スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）
- イ 組織体制 8課1チーム

課名	地域政策総務課、市町行財政課、地域力創造課、公共交通政策課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、スポーツ推進課、国際課、平和推進プロジェクト・チーム
----	-------------------------------------------------------------------------------

- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）
 現員 125人（うち暫定再任用職員数 1人）
 会計年度任用職員数 19人
- エ 主な施策（令和5年度）
 地域振興施策の企画調整、国土調査
 交流・定住促進対策、県・市町連携
 鉄道・バス・離島航路等の交通対策
 都市活性化施策の企画調整
 中山間地域振興施策の推進
 市町行財政運営助言、地方交付税、起債、市町に対する総合的支援、市町への権限移譲の総合調整
 スポーツの推進
 国際交流・平和貢献の推進、多文化共生社会づくり、留学生受入促進
 「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

普通財産貸付料の徴収について

次の普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（市町行財政課）

貸付財産	貸付内容	貸付期間	令和5年度徴収期限	納入通知日	貸付料
土地（大仙地区）	電柱敷地（本柱23本）	令和6年2月1日～ 令和7年3月31日	令和6年 1月31日	令和6年 2月5日	4,640円
根拠	不動産貸付要領第5第3項				

4. 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (令和6年4月1日現在)

現員 4人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5. 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
県民文化に関する事務
生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課 1 担当

課名	環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、わたらしい生き方応援課、県民活動課、学事課、高等教育担当、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課
----	------------------------------------------------------------------------------------

- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 172 人（うち暫定再任用職員数 9 人）
会計年度任用職員数 99 人

- エ 主な施策（令和5年度）

文化・芸術の振興
消費者被害の防止と救済
人として互いに尊重する社会づくり
男女共同参画社会づくり
青少年の健全育成と若者の自立支援
私学教育の振興
高等教育機能の向上
地球温暖化の防止
地域環境の保全
自然環境の保全と活用
循環型社会の構築

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6. 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務

- イ 組織体制 9課1チーム

課名	商工労働総務課、雇用労働政策課、人的資本経営促進課、 職業能力開発課、イノベーション推進チーム、産業人材課、 経営革新課、県内投資促進課、産業用地課、観光課
----	--------------------------------------------------------------------------------------

- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 198人（うち暫定再任用職員 3人）

会計年度任用職員 59人

- エ 主な施策（令和5年度）

働き方改革・多様な主体の活躍

産業イノベーション

観光振興

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用料の徴収について

次の行政財産の使用料の徴収について、歳入科目を使用料として徴収すべきところ、誤って雑収として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

使用許可財産	ひろしま産学共同研究拠点（土地・建物）
根拠	行政財産の使用料に関する条例第1条 広島県予算規則第3条

イ 重要物品の管理について

次の重要物品の不用決定に当たり、物品管理職員から提出された承認申請に基づいて、承認伺いを契約・調達管理課に合議又は協議を行う必要があるが、合議等を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（職業能力開発課）

物品	ボール盤 ほか3点
根拠	広島県物品管理規則第27条第2項 広島県決裁規程第8条第2項

7. 農林水産局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務
- イ 組織体制 12 課 2 担当

課 名	経営企画担当、農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、就農支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課、ため池・農地防災担当
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------

- ウ 職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）
現員 264 人（うち暫定再任用職員数 6 人）
会計年度任用職員数 23 人
- エ 主な施策（令和 5 年度）
生産性の高い持続可能な農林水産業の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8. 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 5 人（併任、うち暫定再任用職員数 1 人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9. 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (令和6年4月1日現在)

現員 5 人 (併任、うち暫定再任用職員数 1 人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10. 上下水道部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 流域下水道事業に関する事務
上下水道事業の広域連携

イ 組織体制 2 課

課 名	上下水道総務課、流域下水道課
-----	----------------

ウ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 25人

エ 主な施策（令和5年度）
下水道施設の改築更新
下水道施設の危機管理の強化
下水道事業の広域化・共同化
施設の最適化（再編整備）の推進
広域連携の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11. 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課 (県立病院課)
- ウ 職員数 (令和 6 年 4 月 1 日現在)
現員 11 人
- エ 主な施策 (令和 5 年度)
高度急性期医療の提供等 (広島病院)
地域と一体となった医療の提供 (安芸津病院)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	県立広島病院吸収式冷凍機伝熱管交換工事(RA-1・2) (令和 5 年度) 県立広島病院中央棟手術室系統チラー(RR-3)及び 2～4 階 2 4 H 系統チラー(RR-8) 予防保全工事 (令和 5 年度)
根 拠	建設工事執行規則 第 10 条第 1 項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第 3

12. 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人（令和6年7月1日現在）

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課名	秘書課、総務課、議事課、政策調査課
----	-------------------

(ウ) 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 41人

会計年度任用職員数 21人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13. 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務

学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習、社会教育の進行に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制

2部 13課 1室 1担当 1センター

部名	課名
管理部	総務課（秘書広報室）、教職員課（福山分室、職員給与室）、施設課、健康福利課、文化財課
学びの 変 革 推 進 部	学校経営課、教育改革課、教育支援推進課、乳幼児教育支援センター、義務教育指導課、個別最適な学び担当、高校教育指導課、豊かな心と身体育成課、全国高等学校総合体育大会推進室、特別支援教育課、生涯学習課

(ウ) 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 372人（うち暫定再任用職員数 11人）

会計年度任用職員数 96人

ウ 主な施策（令和5年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進

「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成

今後の社会経済環境の変化に対応できる高度な資質・能力を有する人材の育成

教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援

教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備

安全・安心な教育環境の構築

生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14. 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部 34課 1室 6隊 1所

部 名	課名等
総務部	総務課、広報課、会計課、施設課、装備課、情報管理課
警務部	警務課、人材育成課、警察安全相談課、厚生課、監察官室、留置管理課
生活安全部	生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、生活環境課、サイバー犯罪対策課
地域部	地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、鑑識課、機動捜査隊、科学捜査研究所
交通部	交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
警備部	公安課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊

ウ 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 1,722人（うち暫定再任用職員数 26人）

会計年度任用職員数 43人

エ 主な施策（令和5年）

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

子供・女性・高齢者等を守る取組と少年非行防止対策の推進

住民の安心感を高める地域警察活動の推進

組織犯罪対策の推進

交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

災害、テロ等緊急事態対策の推進

サイバー空間の安全の確保

社会の変化に適応する警察運営の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等は無かった。

15. 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任及び現任の職員に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課、会計課、教務課、体練課、学生課、現任課）
- エ 職員数（令和6年4月1日現在）
常勤職員 29人（教職員数）
- オ 主な事業実績（令和5年度）
- ・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	68
		その他	10か月	4か月	—	2	50
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	53
		その他	3か月	—	4か月	2	45
	一般職員初任科		23日間			1	13
小 計			—			9	229
任用時教養	警部補任用科		12日間			1	13
	巡査部長任用科		12日間			1	18
	部門別任用科		12～22日間			5	95
各種専科			4～15日間			48	660
小 計			—			55	786
合 計			—			64	1,015

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16. 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 16人（うち暫定再任用職員数 1人）

会計年度任用職員数 1人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17. 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課、公務員課
----	------------

(ウ) 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 20人

会計年度任用職員数 2人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18. 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 11 人（うち暫定再任用職員数 1 人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19. 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 6人
- エ 主な事業実績（令和5年度）
出土遺物の保存処理 153点、出土遺物等の貸出
出土遺物、写真資料、図書資料の整理・保存
埋蔵文化財の調査研究成果を周知・広報するシンポジウム開催

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20. 県立廿日市高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 廿日市市桜尾三丁目3番1号
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 70人 (うち暫定再任用職員数 4人)
 会計年度任用職員数 12人

エ 生徒の状況

課程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	280	280	280	840	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	280	268	273	821	4	13	9	1	27
充足率 (%)	100.0	95.7	97.5	97.7	10.0	32.5	22.5	2.5	16.9
退学者 (人)	6 (0)				4 (1)				
休学者 (人)	1				1				
進学就職	大学・短大	256人 (94.1%)			1人 (16.7%)				
	専修・各種	5人 (1.8%)			3人 (50.0%)				
	就職	1人 (0.4%)			1人 (16.7%)				
	その他	10人 (3.7%)			1人 (16.7%)				

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21. 県立熊野高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 安芸郡熊野町川角五丁目9番1号
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 34人 (うち暫定再任用職員数 3人)
 会計年度任用職員数 12人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		160	160	160	480
生徒数 (人)		138	144	98	380
充足率 (%)		86.3	90.0	61.3	79.2
退学者 (人)		7 (3)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	35 人 (34.3%)			
	専修・各種	38 人 (37.3%)			
	就 職	22 人 (21.6%)			
	その他	7 人 (6.8%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収について、令和6年度分の収入手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	許可内容	許可開始日	許可終了日	使用料 (年額)
土地(広島県立熊野高等学校)	本柱2本 支線1条	令和2年4月1日	令和12年3月31日	4,500円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

22. 県立神辺旭高等学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施

イ 所在地 福山市神辺町徳田 75-1

ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)

本務者数 51人(うち暫定再任用職員数 5人)

会計年度任用職員数 17人

エ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
		普通科				体育科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		200	200	200	600	40	40	40	120
生徒数 (人)		157	173	192	522	40	38	38	116
充足率 (%)		78.5	86.5	96.0	87.0	100.0	95.0	95.0	96.7
退学者 (人)		0 (0)				1 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	146人 (76.4%)				21人 (53.8%)			
	専修・各種	35人 (18.3%)				8人 (20.5%)			
	就 職	3人 (1.6%)				10人 (25.6%)			
	そ の 他	7人 (3.7%)				0人 (0.0%)			

課 程		全 日 制			
		合 計			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	240	720
生徒数 (人)		197	211	230	638
充足率 (%)		82.1	87.9	95.8	88.6
退学者 (人)		1 (0)			
休学者 (人)		0			
進 学 就 職	大学・短大	167人 (72.6%)			
	専修・各種	43人 (18.7%)			
	就 職	13人 (5.7%)			
	その他	7人 (3.0%)			

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当の認定について

通勤届に係る通勤の事実が生じた日について、住居を移転した場合における事実が生じた日を、移転の完了した日の翌日としていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	通勤手当認定要領（広島県教育委員会）第3
----	----------------------

イ 住居手当の認定について

住居届に係る届出の事実が生じた日については、住居手当の支給対象者としての要件すべてを具備した日としなければならないが、当初家賃を値引きにより負担していない期間中に入居した場合において、その入居日を、要件すべてを具備し事実が生じた日として認定しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条、第6条 住居手当認定要領（広島県教育委員会）第2、第3
----	-----------------------------------------------------

23. 県立広島商業高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 広島市中区舟入南六丁目7番11号
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 78人 (うち暫定再任用職員数 8人)
 会計年度任用職員数 16人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		情報ビジネス科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	320	320	320	960
生徒数	(人)	320	292	308	920
充足率	(%)	100.0	91.3	96.3	95.8
退学者	(人)	4 (3)			
休学者	(人)	1			
進 学 就 職	大学・短大	158人		(53.9%)	
	専修・各種	69人		(23.5%)	
	就職	58人		(19.8%)	
	その他	8人		(2.7%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 通勤手当の認定について

通勤手当の認定において、通勤方法の変更等による通勤届が提出されたにもかかわらず、届出にかかる事実の確認及び通勤手当の額の改定を行っておらず、また、交通機関の運賃改正があったにもかかわらず、額の改定を行っていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の通勤手当に関する規則 第4条 通勤手当認定要領(広島県教育委員会)第2
----	-------------------------------------------

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契 約 名	広島県立広島商業高等学校 防球ネット新設工事（セミナーハウス北側） （令和4年度）
根 拠	建設業法 第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

24. 県立尾道特別支援学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 聴覚障害・知的障害のある幼児・児童・生徒の教育の実施

イ 所在地 本 校：尾道市栗原町 1524
しまなみ分校：尾道市因島大浜町 1517-1

ウ 教職員数（令和6年5月1日現在）

本務者数 92人（うち暫定再任用職員数 4人）

会計年度任用職員数 14人

エ 生徒の状況

【障害種別 聴覚障害】

部・学年等 (本校)	幼稚部				小学部							中学部				
	3歳	4歳	5歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	
生徒数(人)	1	1	0	2	3	2	1	1	2	3	12	1	0	2	3	
卒業(人)	—				—							1				
進学就職	進学	—				—							1人(100.0%)			
	就職	—				—							0人(0.0%)			
	その他	—				—							0人(0.0%)			

【障害種別 知的障害】

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
本校生徒数(人)	4	7	3	4	2	7	27	9	7	12	28	12	8	12	32	
分校生徒数(人)	0	2	0	2	0	2	6	1	1	1	3	5	6	2	13	
合計(人)	4	9	3	6	2	9	33	10	8	13	31	17	14	14	45	
卒業(人)	—							11				15				
進学就職	進学	—							11人(100.0%)				0人(0.0%)			
	就職	—							0人(0.0%)				8人(53.3%)			
	その他	—							0人(0.0%)				7人(46.7%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。